

国民年金保険料の免除等の申請について

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納める必要があります（平成28年度の保険料は月額16,260円です）。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合には、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」等の申請ができます。

保険料免除や猶予になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）に算入されず。ただし、年金額を計算するときには、保険料免除は保険料を納めたときに比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。

納付猶予については、年金額には含まれません。

(1) 免除等の申請可能期間と前年所得の関係

免除等での「年度」は7月から翌年6月までです。また、過去の未納分について免除を申請した場合には、保険料の納付期限から2年1カ月までさかのぼって申請することもできます。

※例えば、平成28年7月に過去の分の免除申請が可能期間は「平成27年度分、平成26年度分、平成25年度（平成26年6月）まで申請できます。平成28年度の所得は本年1月1日現在

の税の申告による確定額（平成27年中の収入等）によります。

※世帯主や配偶者がいる方は世帯主や配偶者の所得審査がありますので、本人に所得がない場合や少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません。

(2) 失業等の特例免除について

失業等を理由とした免除（特例免除といいますが）は前年所得にかかわらず失業等のあった月の前月から免除が受けられます。申請時には失業等の証明書類が必要になります。

平成28年度の免除申請等の受付は7月1日（金）からです

＜今日の年金相談会＞

日時 7月13日（水）

午前10時から午後3時30分まで

場所 町役場1階相談室

※石巻年金事務所へ事前予約が必要です。

◇問い合わせ

石巻年金事務所

☎0225-2215115

町民税務課戸籍住民係

☎46-1373

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で66回目を迎えます。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域の中に受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。皆様のご理解とご協力をお願いします。



◆行動目標

- 1 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう
- 2 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

◆強化月間中の活動予定

- ・小中学校での啓発活動 7月中旬
町内各関係団体の協力を頂き、啓発グッズを配布
- ・作文コンテスト作品募集 7月中旬～8月下旬
町内中学生への呼びかけ。作品応募者に対し記念品を贈呈
- ・広報活動 防災行政無線、公共施設等への社明運動のぼり設置、啓発活動



問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

「おらほのまちづくり支援事業補助金」第2次募集!!

『おらほのまちづくり支援事業補助金』は、公益活動や集いとまち（地域）の賑わいを創出するための事業など、自主的に実施する団体に対して、町が応援する『提案公募型』の補助制度です。今年度は、これまでの対象事業に加え、人口減少に対応する「南三陸町総合戦略」の推進に寄与する事業についても支援を行います。

◇募集事業

- ・公益活動支援事業
補助率は対象経費の100%、上限は30万円です。
 - ・集いと賑わい創出事業
補助率は対象経費の75%、上限は50万円、下限は10万円です。
 - ・全町的な大規模事業
補助率は対象経費の100%、上限は100万円です。
 - ・南三陸町総合戦略の推進に寄与する事業
補助率は対象経費の100%、上限は100万円です。
- ◇募集期間 7月1日（金）から20日（水）まで
◇申込方法 企画課または町ホームページからダウンロードした関係様式にて申し込みください。

今年度新規採択された事業（平成28年4月募集分）	
事業名	事業概要
さんさん朝市実行委員会 運営業務	・早朝の時間帯を活用した物産イベント「さんさん朝市」の運営 ・町内在住者を出店の対象として、新鮮な農水産物や菓子、手工芸品等を販売
入谷の里における「森のようちえん」事業	・野外の中で子どもたちの自主性を尊重し保育・教育する「森のようちえん」の概念を導入し、入谷の里を中心とした恵まれた自然環境の中で子どもたちと活動する ・月1回、未就学児、小学校低学年児童とその保護者で里・川・海・森など様々なフィールドへ出かける

※この補助金は、創造性・公益性・有効性・自立性・現実性の観点から審査を行い、同一事業に対して3年を限度に助成しています。

申込・問い合わせ 企画課企画情報係 ☎46-1371

第2次南三陸町育英資金奨学生募集

◇応募資格

- ・町内に住所を有する者の子で、学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校に在学する者
- ・勉学に対する強い意欲を有し、学業成績が優秀である者
- ・就学に関して本人及び保護者の経済的負担が困難であること

◇申請書類

- ①住民票（世帯全員）
 - ②保護者（両親）の所得証明書
 - ③在学証明書
 - ④育英資金貸付申請書（様式第1号）
- ※申請書は教育総務課で配布しています。

◇申請先 教育委員会教育総務課

☎46-2604

◇申請受付期間 7月1日（金）から8月10日（水）まで

※奨学生選考委員会の推薦に基づいて決定します。採用結果は9月中旬にお知らせします。

◇奨学金の返還について
奨学金は無利子ですが、貸付金ですので全額返還していただきます。

◇その他

奨学生として採用された場合は、誓約書に保護者及び連帯保証人（同居の家族以外）の署名をいただき、それぞれの印鑑証明書を添付し教育総務課へ提出していただきます。

◇問い合わせ 教育総務課総務管理係

☎46-2604

貸付金額

- ①大学・大学院等（専門学校を含む）に在学の方
・月額4万4千円以内
・入学時貸付金50万円以内
- ②高等学校に在学の方
・学校所在地が町内の場合：月額1万円以内

貸付条件

- ・学校所在地が町外の場合：月額1万5千円以内
- ①貸付利子 無利子
- ②貸付期間 5年以内（修業年限）
- ③返還期間 貸付終了の翌年4月から10年以内